

家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱 新旧対照表
(令和 5 年 1 月改正分)

新	旧
家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱 (制定) 令和 4 年 6 月 21 日付 4 都環公温地第 695 号 (改正) 令和 4 年 9 月 1 日付都環公温地第 1309 号 <u>(改正) 令和 5 年 1 月 27 日付都環公温地第 2661 号</u> 第 1 条から第 5 条まで (現行のとおり) (助成対象経費) 第 6 条 本助成金の交付対象となる経費 (以下「助成対象経費」という。) は、実施要綱第 4 3 に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第 12 条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するもの、<u>もしくは、第 8 条の規定による交付申請があった後、第 12 条の規定により公社が交付決定をする日より前に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結し、工事に着手したものとする。なお、交付決定より前に契約もしくは工事に着手したものは、次の各号を条件として助成対象経費とする。</u> <u>一 第 8 条に規定する交付申請に不備があり、その他この要綱で定める要件を満たさないために、契約もしくは工事着手の後に決定された交付決定もしくは不交付決定の内容により、損失等</u>	家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱 (制定) 令和 4 年 6 月 21 日付 4 都環公温地第 695 号 (改正) 令和 4 年 9 月 6 日付都環公温地第 1309 号 第 1 条から第 5 条まで (略) (助成対象経費) 第 6 条 本助成金の交付対象となる経費 (以下「助成対象経費」という。) は、実施要綱第 4 3 に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第 12 条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

が生じたとしても、これらの負担は交付申請者の負担とする。

二 交付決定を受ける前に、天災地変等その他公社の責に帰さない事情により交付決定ができない場合において、事前に着手したことにより生じた経費があっても、補償しないものとする。

三 交付決定もしくは不交付決定の前に、契約もしくは工事着手をしたものは、第一号及び第二号に掲げる条件を了承したものとみなし、異議を申し立てないこと。

四 予算超過が見込まれる日について公社ホームページ等で公表された場合は、その翌日以降に申請のあったものは、交付決定後に契約もしくは工事の着手するものとする。

2 から 3 （現行のとおり）

第 7 条から第 12 条（現行のとおり）

（交付の条件）

第 13 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一から三（現行のとおり）

2 から 3 （略）

第 7 条から第 12 条（略）

（交付の条件）

第 13 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第 2 項の規定により交付決定の通知をする交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一から三（略）

四 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。

五 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

六 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

七 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

八 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

九 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

四 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

五 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

六 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

七 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

八 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 から 3（現行のとおり） 第14条から第17条（現行のとおり） （一般承継による助成事業者の地位の承継） 第18 条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（別記第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、<u>助成対象機器</u>の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。 2 ～ 7（現行のとおり） （契約等による助成事業者の地位の承継） 第19条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（別記第12号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、<u>助成対象機器</u>の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。	2 から 3（略） 第 14 条から第 17 条（略） （一般承継による助成事業者の地位の承継） 第18 条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（別記第 9 号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象設備の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。 2 ～ 7（略） 契約等による助成事業者の地位の承継） 第19条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（別記第12号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。
---	---

2～4（現行のとおり）

（助成事業の廃止）

第20条 助成事業者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第15号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。

3 （削除）

（実績の報告）

第21条 助成事業者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第3号様式または第4号様式）及び別表2に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に設置した場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等と蓄電池システムに関する助成金実績報告書等の提出は同時に行うこととする。

2～4（略）

（助成事業の廃止）

第20条 助成事業者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第15号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。

3 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第21条 助成事業者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第3号様式または第4号様式）及び別表2に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に設置した場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等と蓄電池システムに関する助成金実績報告書等の提出は同時に行うこととする。

一 (現行のとおり)

二 第8条の規定による交付申請があった後、第12条の規定により公社が交付決定をする日よりも前に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結し、工事に着手したもの 次のア又はイいずれか早い日まで

ア 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日又は交付決定日から180日を経過する日のいずれか遅い日

イ 令和8年9月30日

三 当該助成対象経費が第6条第2項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

四 当該助成対象経費が第6条第2項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日又は令和8年9月30日のいずれか早い日まで

五 当該助成対象経費が第6条第3項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

六 当該助成対象経費が第6条第3項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日又は令和8年9月30日のいずれか早い日まで

一 (略)

二 当該助成対象経費が第6条第2項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

三 当該助成対象経費が第6条第2項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日又は令和8年9月30日のいずれか早い日まで

四 当該助成対象経費が第6条第3項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

五 当該助成対象経費が第6条第3項に該当する経費であって、第8条第1項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から180日を経過する日又は令和8年9月30日のいずれか早い日まで

で

2（現行のとおり）

第22条から第35条（現行のとおり）

附 則（令和4年6月21日付4都環公温地第695号）

本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和4年9月1日付4都環公温地第1309号）

本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

附 則（令和5年1月27日付4都環公温地第2661号）

1 本交付要綱は、令和5年1月31日から施行する。

2 令和5年1月30日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温地第695号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1309号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第8条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第6条第1項の規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。

3 旧交付手続等のうち、令和5年1月30日までに申請のあった旧

で

2（略）

第22条から第35条（略）

附 則（令和4年6月21日付4都環公温地第695号）

本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和4年9月6日付4都環公温地第1309号）

本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

要綱第20条第1項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要綱第20条第3項の規定は適用しない。

【別表１】（蓄電池システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○※		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の本人確認書類を提出すること。
3	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の実在証明書類を提出すること。
4	蓄電池システムの所有者（リース等の事業者等）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	蓄電池システムの見積書（写し）	○	○	○	○	
6	計算シート	○	○	○	○	
7	太陽光発電システムが新設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	見積書（写し） ※太陽光発電システムを新規で同時に設置する場合に限る。
8	太陽光発電システムが既設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（設備認定通知書）、買取期間満了通知書、電力会社の買取明細書、接続契約のご案内、保証書のうちいずれか一つの写し ※太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器を設置する場合に限る。

【別表１】（蓄電池システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○※		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の本人確認書類を提出すること。
3	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の実在証明書類を提出すること。
4	蓄電池システムの所有者（リース等の事業者等）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	蓄電池システムの見積書（写し）	○	○	○	○	
6	太陽光発電システムが新設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	見積書（写し） ※太陽光発電システムを新規で同時に設置する場合に限る。
7	太陽光発電システムが既設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（設備認定通知書）、買取期間満了通知書、電力会社の買取明細書、接続契約のご案内、保証書のうちいずれか一つの写し ※太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器を設置する場合に限る。
8	重要事項説明書等（案）		○※			※住宅供給事業者が販売するために設置した場合に限る。

9	重要事項説明書等（案）		○※			※住宅供給事業者が販売するために設置する場合に限る。
10	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表 1】（太陽光発電システム）（現行のとおり）

9	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。
---	-------------------	---	---	---	---	-----------------

【別表 1】（太陽光発電システム）（略）

【別表2】（蓄電池システム）

	必要書類		申請者種別				備考
			個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
			個人	法人	個人	法人	
1	助成事業実績報告書		○	○	○	○	
2	蓄電池システムの売買等 契約書（写し）		○	○			
3	蓄電池システムのリース 等の契約証明書類				○	○	
4	蓄電池システムの領収書 （写し）・領収書の内訳		○	○	○	○	
5	計算シート		○	○	○	○	
6	国及び他の地方公共団体 による補助金の交付額確 定通知書		○※	○※	○※	○※	※国及び他の補助金に申請し た 場合に限る。
7	蓄電池システムの保証書 （写し）		○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、 機器の販売元等が申請者宛て に発行する「設置機器が新品か つ未使用品であることの証明」 を提出すること。
8	機器を設置した建物及び 設置機器から供給される 電力を使用する住宅の全 景写真		○	○	○	○	
9	設置機器の型番及び製造 番号（銘板）を示す写真		○	○	○	○	
10	太陽光発電システム の出力を確認できる 書類	新 設	○	○	○	○	接続契約のご案内（写し） ※太陽光発電システムを新規 で同時に設置した場合
		既 設	○	○	○	○	電力会社の買取明細書 ※太陽光発電システムを既設 の住宅へ助成対象機器を設置 した場合
11	通帳・口座証明書		○	○	○	○	

【別表2】（蓄電池システム）

	必要書類		申請者種別				備考
			個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
			個人	法人	個人	法人	
1	助成事業実績報告書		○	○	○	○	
2	蓄電池システムの売買等 契約書（写し）		○	○			売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3	蓄電池システムのリース 等の契約証明書類				○	○	リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	蓄電池システムの領収書 （写し）・領収書の内訳		○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	蓄電池システムの保証書 （写し）		○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、 機器の販売元等が申請者宛て に発行する「設置機器が新品か つ未使用品であることの証明」 を提出すること。
6	機器を設置した建物及び 設置機器から供給される 電力を使用する住宅の全 景写真		○	○	○	○	
7	設置機器の型番及び製造 番号（銘板）を示す写真		○	○	○	○	
8	重要事項説明書等			○※			内容が確定されたものである こと。 ※住宅供給事業者が販売する ために設置した場合に限る。
9	通帳・口座証明書		○	○	○	○	
10	太陽光発電システム の出力を確認できる 書類	新 設	○	○	○	○	接続契約のご案内（写し） ※太陽光発電システムを新規 で同時に設置した場合
		既 設	○	○	○	○	電力会社の買取明細書 ※太陽光発電システムを既設 の住宅へ助成対象機器を設置 した場合

12	重要事項説明書等		○※			内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合に限る。
13	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

11	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。
----	-------------------	---	---	---	---	-----------------

【別表2】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書（写し）	○	○	○	○	
4	太陽光発電システムの領収書（写し）・領収書の内訳	○	○	○	○	
5	太陽光発電システムの保証書（写し）	○	○	○	○	モジュール及びパワーコンディショナーの保証書
6	太陽電池モジュールの出力対比表	○※	○※	○※	○※	※モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
7	接続契約のご案内（写し）	○	○	○	○	
8	太陽光発電システムを設置した助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	
9	太陽電池モジュールの設置完了後の写真	○	○	○	○	
10	太陽電池モジュールの割付図	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	リース等の契約証明書類			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結した場合に限る。
13	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書	○※	○※	○※	○※	※国及び他の補助金に申請した場合に限る。
14	建物の登記事項証明書	○※	○※	○※	○※	※新築単価、陸屋根の集合住宅で架台設置費を申請した場合 ※助成対象住宅が建替えの場合
13	その他公社が必要と認める書類	○※	○※	○※	○※	公社の指示に従い提出すること。

【別表2】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書 (指定様式)	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書 (写し)	○	○	○	○	契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	太陽光発電システムの領収書 (写し)・領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	太陽光発電システムの保証書 (写し)	○	○	○	○	モジュール及びパワーコンディショナーの保証書
6	太陽電池モジュールの出力対比表	○※	○※	○※	○※	※モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
7	接続契約のご案内 (写し)	○	○	○	○	
8	太陽光発電システムを設置した助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	
9	太陽電池モジュールの設置完了後の写真	○	○	○	○	
10	太陽電池モジュールの割付図	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	リース等の契約証明書類			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結した場合に限る。 リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
13	その他公社が必要と認める書類	○※	○※	○※	○※	公社の指示に従い提出すること。 ※助成対象住宅が建替えの場合は、建物の登記事項証明書を再提出すること。